

2025年1月14日

東海地区病院・薬局実務実習施設  
指導薬剤師 各位

病院・薬局実務実習東海地区調整機構  
委員長 長谷川 洋一

認定実務実習指導薬剤師の認定要件確認のお願い

謹啓

平素より東海地区の薬学部実務実習に多大なご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年2月から開始されたモデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版に準拠した薬学実務実習に関するガイドラインで、大学が積極的に関与し実習施設と情報共有して実習が適切に実施されているかを確認することが求められています。そのために、実習施設の指導薬剤師の先生方には各施設での実習について情報提供にご協力いただき、実習生を送り出す大学は、各施設が実習を行う施設として適合しているかをその情報提供から確認させていただいております。

実習施設要件の中で薬学教育協議会(旧日本薬剤師研修センター)の認定実務実習指導薬剤師には認定期間があり、更新が必要なことはご存知の通りです。しかしながら、認定期間を過ぎ更新されていないという事例が報告されており、せっかくご指導いただいているにも関わらず実務実習として不適切となることは避ける必要があります。そこで、東海地区の大学で協議し適切な実務実習の実施を担保するための一つとして、各施設の認定実務実習指導薬剤師の認定期間について毎年各大学で確認させていただくこととなりました。

そのため、各大学より依頼がありました際には、各施設の認定実務実習指導薬剤師(複数勤務されている場合は、代表者1名分で結構です)の方の日本薬剤師研修センター又は薬学教育協議会より発行された「認定実務実習指導薬剤師証」の写し(コピー)を各大学にご返送いただきますようお願い申し上げます。

先生方には、大変お手数をおかけし誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、東海地区の円滑な実務実習の実施に向け、何卒ご協力を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

謹白

東海地区調整機構 事務局

t-chousei@tokai-chousei.org

(メールアドレスが変更になりました)